

平成30年度 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構奨学金給付事業にかかる奨学生募集要項

1 概要

進学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことのないよう、教育の機会均等を図るとともに社会に貢献する人材を育成することを目的として、岩手県内の中学3年生を対象に奨学生を募集し、高等学校等に在学中、月額3万円の給付を行うものです。

2 応募資格

中学校（特別支援学校中等部を含む）に在学し、来年度に高等学校、専修学校高等課程又は特別支援学校高等部へ進学を希望する生徒であって、次の成績及び家計基準のどちらも満たす者です。

(1) 成績基準

前年度の全科目（9科目）の平均評定値が5段階評価で3.5以上であること。

(2) 家計基準

保護者の前年の収入（所得）が次の額以下であること。

① 主な収入が給与収入である場合…給与収入 300万円

② 主な収入が給与収入以外である場合…事業等所得 235万円

※ 保護者がいない場合は、祖父母等、保護者に代わる者を代理保護者として応募することができます。

3 受給資格

(1) 申請時において、奨学生及びその保護者が1年以上岩手県内に居住していること。

(2) 経済的理由で修学が困難であること。

(3) 学業・人物とも優秀であること。

4 募集予定者数 10名程度

5 奨学金の給付額、給付対象期間及び支給方法

給付額	給付対象期間	支給方法
月額 30,000 円 (※1)	高校等に入学する年度の 4月から卒業する年度の 3月まで	採用決定後、奨学生が指定 する口座に、給付対象月の 前月末までに送金します。 (※2)

- ※1 自宅外から通学する生徒については、加算される場合があります。
- ※2 初回の支給（平成30年4月分）は、平成30年3月末に行います。

6 申請方法

(1) 奨学生を希望する生徒は、「奨学金給付申請書（以下「申請書」という。）」（様式第1号）に、次の書類を添付のうえ、在学する学校長へ提出してください。

なお、申請書の記入にあたっては、別添の記入例を参考にしてください。

- ① 保護者等にかかる平成29年度所得証明書（必須・写しで可）（※）
 - ※ 同居の家族（専業主婦や祖父母、収入のある兄弟等）についても提出してください。
- ② 同居の家族及び生計を一にする別居の家族全員の住民票の写し（必須）
- ③ その他、場合に応じて提出が必要な書類（下記イ又はロの書類）

イ 平成28年中に下記の収入があった場合

収入の種類	必要書類（ <u>全て写しで可</u> ）
給与以外の収入 （各種事業・農業・不動産等にかかる収入がある方）	平成28年分の確定申告書及び収支内訳書
失業給付金	雇用保険受給資格者証等、受給額が確認できる書類
休業給付金（傷病手当、育児・介護休業給付等）	当該給付金にかかる通知書等、給付額が確認できる書類
障害年金・遺族年金	年金額決定（改定）通知書、年金振込通知書、年金証書等、年間受給額がわかる書類
児童扶養手当	児童扶養手当証書等、受給額が確認できる書類
生活保護法の扶助費受給者	扶助（保護）費決定（振込・変更）通知書

【注意】 ①と同様に、同居の家族（専業主婦や祖父母、収入のある兄弟等）についても提出してください。

ロ 平成29年中に家計が急変した世帯の場合

収入に関する評価は、平成28年中の収入を基に行いますが、次の④から⑥の3要件のすべてに該当する場合は、平成29年中の収入見込額により家計評

価を行います。

要件に該当する場合は、上記イの書類に加え、次の表の区分に応じた書類を提出してください。

- ① 病気、事故、災害により失業・廃業し、
- ② その状況が申請日時点においても引き続いており、
- ③ 今年（平成29年）中の収入額が、前年（平成28年）の年収のおおむね2分の1以下と見込まれること。

区 分		必要書類
の わ か る 書 類	原因となる事実 病気・事故の場合	入・通院の事実がわかる書類（受診時の領収書3か月分又は医師の証明書）〔 <u>写しで可</u> 〕
	災害の場合	罹災証明書ほか被災事実がわかる書類〔 <u>写しで可</u> 〕
書 類	就労・収入状況がわかる 就労期間がある場合	就労証明書【別紙様式①】 （当時の勤務先に記入、証明を依頼してください。）
	失業手当受給期間がある場合	雇用保険受給資格者証等、受給額が確認できる書類〔 <u>写しで可</u> 〕
	自営業者が廃業した場合	個人事業の開業・廃業届出書（所管税務署長あて）の控え〔 <u>写しで可</u> 〕

【注意】 上記口にかかる必要書類の提出がなく、そのことについて、合理的理由が認められない場合は、原則どおり平成28年の収入額に基づき審査を行います。

また審査の必要上、別途上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 学校長は、前項の申請があった場合は、奨学生推薦書（様式第2号）を作成し、申請書類一式とあわせ本機構へ提出してください。

7 申請受付期限

平成29年11月30日（木）【当日消印有効】

8 申請にあたってのその他留意事項

- (1) 他の奨学金貸与制度との併給は差し支えありませんが、本事業と同様の奨学金の返還を要しない給付制度との併給は認めません（ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく給付型奨学金（岩手県では、教育委員会が実施する「公立高等学校生徒等奨学給付金」）は併給可能です）。
- (2) 定時制・通信制の高等学校及び高等専門学校志望の生徒は申請できません。

9 審査及び決定について

本機構の奨学生審査会において、次の項目について審査を行い、優先順位を付して奨学生を選定後、予算の範囲内で採用者を決定します。

成績	前年度の全科目の成績（5段階評価）の平均値
収入	生計を一にする同居又は別居の保護者等の前年の総収入額に基づいて算出した1人あたりの所得金額による。
その他	審査会が必要と認める事項

結果については、採否にかかわらず、平成30年1月下旬を目途に奨学生決定通知書（様式第3号）により、在学する学校を経て本人に通知します。

なお、奨学生に採用された生徒は次の書類の提出が必要です。

書類	提出時期
「誓約書」（様式第4号）	本機構が指定する期限まで（決定通知書送付の際に通知）
受取口座がわかる書類（通帳の写しなど）	
合格通知書（写）	進学校から交付され次第、すみやかに。

【注意】 誓約書及び合格通知書（写）の提出がない場合、奨学生の決定を取り消すことがあります。

10 奨学金の支給停止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止します。

- (1) 心身の故障のため学業を続ける見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 奨学金の支給を必要としない事情が生じたとき。
- (5) その他奨学生として不適当と認められるとき。

11 奨学生の追加決定

奨学生の決定取り消しや支給停止により、欠員が生じた場合、補欠として選定された者のうち、上位の者から追加採用を行う場合があります。

12 その他

- (1) 申請書類の返還は行いません。
- (2) 申請書や収入に関する確認書類に記載されている個人情報、本事業に限定して使用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (3) 志望校や世帯構成など、申請書に記載した事項に変更が生じた場合、遅滞なく本機構にご連絡願います。